

# 訪問看護ステーションエール

## 重要事項説明書兼契約書

### 1 事業所概要

#### (1) 事業所名称及び事業所番号

会社名	株式会社エール
代表者名	代表取締役 鷹架 亮平
所在地	青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘6丁目50-2010
事業者名称	訪問看護ステーションエール
管理者氏名	管理者 鷹架 悠希子
事業所所在地	青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘6丁目50-2010
電話番号	0176-51-0950
FAX番号	0176-51-0951
介護保険事業所番号	0262590110
代表者氏名	代表取締役 鷹架 亮平

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が要介護（要支援）状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
運営方針	要介護者（要支援者）等の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養ができるよう支援する。 事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

#### (3) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	原則 月曜日～土曜日 ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。 なお、上記以外で訪問が必要な対象者についてはこの限りではありません。
サービス提供時間	8:15～17:00 ※ただし、サービスの提供については24時間対応可能な体制を整えています。
事業所の通常の事業の実施地域	おいらせ町、六戸町、東北町（一部除く）、五戸町（一部除く）、三沢市、八戸市

#### (4) 事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	看護師	1名		1名	従業者及び業務の管理
看護師	看護師	常勤換算 2.5名以上			訪問看護及びリハビリテーション業務
	准看護師				
療法士	理学療法士	合わせて1名以上 ※必要に応じて雇用し配置する。			
	作業療法士				
	言語聴覚士				
事務員等		合わせて1名以上			事務業務、看護補助業務等

## 2 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
介護予防訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	<p>具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 病状や障害の観察及び健康状態の確認</li> <li>② 清拭及び洗髪等による清潔の保持</li> <li>③ 食事及び排泄等の日常生活における世話</li> <li>④ 褥瘡の予防及び処置</li> <li>⑤ 簡単な運動等のリハビリテーション</li> <li>⑥ カテーテル等の医療器具の管理</li> <li>⑦ 療養生活や介護方法の指導及び相談援助</li> <li>⑧ その他医師の指示による医療処置</li> <li>⑨ 緊急時訪問看護体制</li> <li>⑩ 特別管理体制</li> <li>⑪ ターミナルケア体制</li> </ul>

看護師等（准看護師は除く）は、訪問看護計画書及び訪問看護同意書を作成し、利用者又は、その家族に交付・説明したうえで、指定訪問看護の提供に当たります。看護師が訪問時に提供したサービスの内容を記録します。この書面の交付により、サービス内容の確認とさせていただきます。

主治医と連絡を図るため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出します。

### 【看護職員の禁止行為】

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 3 利用料金（※利用料金については、別紙料金表を参照）

#### (1) 介護保険による場合

介護保険サービスを利用した場合のお客様が負担する利用料は、原則として①基本料金と②付加料金を合計した額の1割から3割となります。ただし、②付加料金については、該当となる場合のみに加算されます。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

#### (2) 医療保険による場合

医療保険による訪問看護サービスを利用した場合のお客様が負担する利用料は、原則として①基本料金と②付加料金を合計した額で、負担割合は保険の種類により変わります。ただし、②付加料金については、該当となる場合のみに加算されます。

#### (3) その他の料金…実費

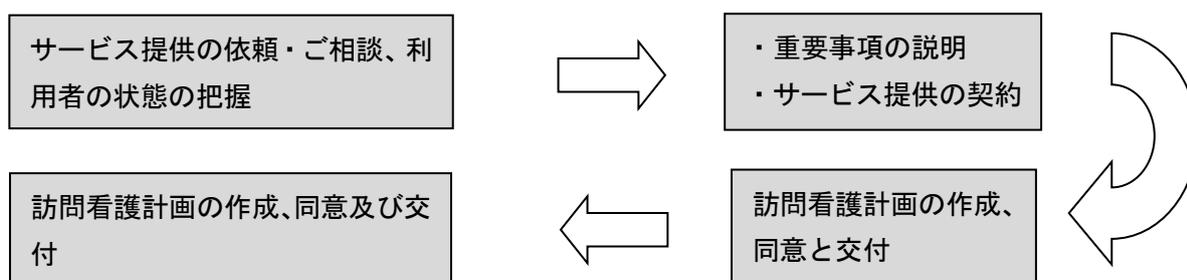
#### (4) 料金の請求及びお支払い方法

利用料・その他費用の請求方法	毎月10日すぎの訪問日に、当事業所の看護師等が前月分の請求書を持参します。
お支払い方法	毎月26日前後に、指定口座から引き落としされます。領収書兼明細書は引き落としが確認されましたら翌月の請求書と一緒に持参いたします。 ※領収書兼明細書の再発行時は実費相当額を負担していただくこととなりますので大切に保管して下さい。(1枚につき1,100円)

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

### 4 サービスの利用方法

#### (1) サービスの提供までの流れ



※まずは、ご来訪、お電話、メール等いずれかでお申し込み下さい。当事業者の職員がお伺いいたします。但し、居宅介護支援事業所と契約されている場合には担当ケアマネージャーにご相談ください。

#### (2) サービス終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ① お客様の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する場合は、速やかに申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合、（人員不足ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます）は、終了1ヶ月前に通知します。
- ③ 自動終了

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合
- ・3ヶ月間サービスのご利用がない場合、訪問看護の提供を終了させていただくことがあります。

④ その他

当事業所が正当な理由なくサービス提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 鷹架 悠希子
-------------	------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6 秘密の保持等

(1) 当事業所及び訪問看護サービス提供者は、正当な理由がない限り、お客様に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得たお客様又はお客様の家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は、サービス提供が終了した後及びサービス提供者の退職後も継続します。

(2) 当事業所はお客様の個人情報を用いる場合はお客様の同意を、またお客様の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、お客様又はお客様の家族の個人情報を用いませぬ。

7 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名	続柄
	住 所	
	電 話 番 号	

【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号
-------	-------------------------

## 8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者（地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保 険 名	あんしん総合保険

## 9 身体拘束の禁止について

当事業所は、利用者又は他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行いません。

- (1) 当事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (2) 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図ります。
  - ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。
  - ・従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

## 10 医療DX情報活用について

当事業所は、電子資格確認（以下、「オンライン資格確認」という。）を導入しています。

- (1) 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が診療情報薬剤情報等を取得及び活用できる体制を有しています。
- (2) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護の計画・指導・管理を行います。

## 11 ハラスメント対策について

当事業所は、介護現場で働く職員の安全の確保と安心して働き続けられる労働環境が気づけるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

- (1) 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し必要な措置を講じます。
- (2) カスタマーハラスメント防止のための方針を明確化し必要な措置を講じます。
- (3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確

化し、従業員に周知・啓発します。

(4) 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業員に周知します。

## 1.2 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1.3 衛生管理等

(1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 1.4 サービス提供に関する相談、苦情について

当事業所の提供したサービスに対して不満や苦情がある場合には、下記窓口までご連絡ください。

### 【相談・苦情申立窓口】

訪問看護ステーションエール	担当者 鷹架 悠希子 電話番号 0176-51-0950 ファックス番号 0176-51-0951 受付日 年中（但し、8月13日～15日及び12月29日～1月3日を除く） 受付時間 8:15～17:00
青森県国民健康保険団体連合会	電話番号 017-723-1336
おいらせ町役場（介護福祉課）	電話番号 0178-56-2111
六戸町役場（福祉課）	電話番号 0176-55-3111
五戸町役場（福祉保健課）	電話番号 0178-62-2111
三沢市総合社会福祉センター	電話番号 0176-51-8773
八戸市役所（介護保険課）	電話番号 0178-43-2111

## 1.5 サービス利用にあたっての禁止事項と契約の終了について

(1) 原則として当日のキャンセルや変更はご遠慮下さい。緊急時ややむを得ない事情がある場合は相談ください。

(2) お支払いが3ヶ月間滞った場合は、訪問看護の提供を一旦休止させていただきます。

(3) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を終了することもあります。

- ① パワーハラスメントなどの行為 ・ 大声や机や椅子などを叩く・蹴る行為 ・ 事業所の職員に対して行う暴言・暴力 ・ サービス提供計画以外の無理なサービスの要求 ・ 人格否定や差別的発言、誹謗中傷などの迷惑行為 など
- ② セクシャルハラスメントなどの行為 ・ サービス提供中不必要に体を触る、手を握る ・ 食事やデートへの執拗な誘い ・ 性的な話や卑猥な言動をする ・ わいせつな本やビデオを見せるなど
- ③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を行断で行う行為 また、SNS 等に掲載すること

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者と訪問看護事業所が署名又は記名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

年 月 日

事業者	所在地	青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘 6 丁目 50-2010	
	法人名	株式会社エール	
	代表者名	代表取締役 鷹架 亮平	印
	事業所名	訪問看護ステーションエール	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印